勲章と褒章

時代の変化に対応した授与の見直し

内閣府賞勲局

勲章・褒章制度とは

我が国の勲章は、明治8（1875）年4月の「勲章従軍記章制定ノ件」（太政官布告第54号）の制定に、また、褒章は、明治14年（1881）年12月の「褒章条例」（太政官布告第63号）の制定に始まり、いずれも創設から140年前後に及ぶ長い歴史と伝統を有しています。

戦後、勲章その他の栄典の授与は、日本国憲法第7条において、内閣の助言と承認によって行われる天皇の国事行為に位置づけられ、公的部門・民間部門を問わず、様々な分野から国家・公共に対して功労のあった者に幅広く授与されるものとなりました。

授与の候補者は各省各庁の長等から内閣総理大臣に推薦され、内閣府賞勲局での審査を経て、閣議において受章者が決定されます。

大綬章は、宮中において天皇陛下から受章者に親授され、重光章は、宮中において内閣総理大臣から受章者に伝達され、中綬章等の勲章や褒章は、各府省大臣等から受章者に伝達されます。いずれの場合も、受章者は勲章・褒章を着用し、配偶者同伴で天皇陛下に拝謁します。

平成28（2016）年9月には、政府は、今後5年程度の指針として「栄典授与の中期重点方針」を閣議了解し、これまであまり栄典が授与されてこなかった分野で活躍している民間の方々へも積極的に栄典授与を進めていくこととしました。

今後とも、長い歴史と伝統も大事にしながら、時代の変化に対応した栄典授与の見直しに取り組んでいきます。

勲章・褒章の種類

勲章

種　　類	授与対象
 だいくんいきっかしょう **大勲位菊花章** ◆だいくんいきっかしょうけいしょく ◆大勲位菊花章頸飾 ◆だいくんいきっかだいじゅしょう ◆大勲位菊花大綬章	旭日大綬章又は瑞宝大綬章を授与されるべき功労より優れた功労のある方
 とうかだいじゅしょう **桐花大綬章**	
 きょくじつしょう **旭日章** ◆きょくじつだいじゅしょう 旭日大綬章 ◆きょくじつじゅうこうしょう 旭日重光章 ◆きょくじつちゅうじゅしょう 旭日中綬章 ◆きょくじつしょうじゅしょう 旭日小綬章 ◆きょくじつそうこうしょう 旭日双光章 ◆きょくじつたんこうしょう 旭日単光章	国家又は公共に対し功労のある方 功績の内容に着目し、顕著な功績を挙げた方
 ずいほうしょう **瑞宝章** ◆ずいほうだいじゅしょう 瑞宝大綬章 ◆ずいほうじゅうこうしょう 瑞宝重光章 ◆ずいほうちゅうじゅしょう 瑞宝中綬章 ◆ずいほうしょうじゅしょう 瑞宝小綬章 ◆ずいほうそうこうしょう 瑞宝双光章 ◆ずいほうたんこうしょう 瑞宝単光章	国家又は公共に対し功労のある方 公務等に長年にわたり従事し、成績を挙げた方
 ほうかんしょう **宝冠章**	現在は、女性の皇族・外国王族の方のみに授与
 ぶんかくんしょう **文化勲章**	文化の発達に関し特に顕著な功績のある方

褒章

種　　類	授 与 対 象
こうじゅほうしょう 紅綬褒章	自己の危難を顧みず人命の救助に尽力した方
りょくじゅほうしょう 緑綬褒章	長年にわたり社会に奉仕する活動（ボランティア活動）に従事し、顕著な実績を挙げた方
おうじゅほうしょう 黄綬褒章	農業、商業、工業等の業務に精励し、他の模範となるような技術や事績を有する方
しじゅほうしょう 紫綬褒章	科学技術分野における発明・発見や、学術及びスポーツ・芸術文化分野における優れた業績を挙げた方
らんじゅほうしょう 藍綬褒章	会社経営、各種団体での活動等を通じて、産業の振興、社会福祉の増進等に優れた業績を挙げた方 国や地方公共団体から依頼されて行われる公共の事務（保護司、民生・児童委員、調停委員等の事務）に尽力した方
こんじゅほうしょう 紺綬褒章	公益のため私財を寄附した方
しょくはん 飾　版	既に褒章を授与された方に更に同種の褒章を授与する場合

杯

 	勲章に替えて授与されるもの（菊紋） 褒章条例に基づき授与されるもの（桐紋）

授与の時期等

叙勲は、春と秋に行われる春秋叙勲が特に知られていますが、下記のように、時期や対象者の違う様々な叙勲があります。

<table>
<tr><th colspan="2">種　　類</th><th colspan="2">対　象　者</th><th>発令月日等</th></tr>
<tr><td colspan="2">春秋叙勲</td><td colspan="2">国家又は公共に対し功労のある方
（1）70歳以上の方
（2）55歳以上で次の業務に精励した方等
① 精神的･肉体的に労苦の多い業務
② 人目につきにくい分野での業務
［戦後は昭和39年春から実施］</td><td>春　4月29日
おおむね4,000名

秋　11月3日
おおむね4,000名</td></tr>
<tr><td colspan="2">危険業務
従事者叙勲</td><td colspan="2">著しく危険性の高い業務に精励した方のうち、
国家又は公共に対し功労のある55歳以上の方
（警察官、自衛官、消防吏員、海上保安官等）
［平成15年秋から実施］</td><td>4月29日及び
11月3日
毎回おおむね
3,600名</td></tr>
<tr><td colspan="2">高齢者叙勲</td><td colspan="2">春秋叙勲によっていまだ勲章を授与されていない
功労者で年齢88歳に達した方
［昭和48年6月から実施］</td><td>毎月末の閣議
翌月1日付け発令</td></tr>
<tr><td colspan="2">緊急叙勲</td><td colspan="2">生命の危険を伴う公共の業務に従事し、その職に
殉じた方等</td><td>閣議開催の都度</td></tr>
<tr><td colspan="2">死亡叙勲</td><td colspan="2">功労者が死亡したとき
原則として30日以内に手続を完了</td><td>閣議開催の都度
（発令の日付は
生前最後の日）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">外国人叙勲</td><td>儀礼叙勲</td><td colspan="2">国賓･公賓として来日した外国人
離任する特定国の駐日外交官</td><td>来日･離日の機会
ある時</td></tr>
<tr><td rowspan="2">功績叙勲</td><td>春秋叙勲</td><td>我が国に対し功労のある50歳以上の外国人
春秋叙勲に合わせて実施するもの
（春秋外国人叙勲）
［昭和56年秋から実施］</td><td>発令月日は
春秋叙勲に同じ

受章者数は毎回決定</td></tr>
<tr><td>個別叙勲</td><td>我が国に対し功労のある外国人
功労者が来日又は離日する機会を選んで
実施することが適当と認められるものに
ついて、個別に実施するもの</td><td>来日･離日の機会
ある時</td></tr>
<tr><td colspan="2">文化勲章</td><td colspan="2">文化の発達に関し特に顕著な功績のある方
（文化功労者年金法に基づく文化功労者の中から選考する）
［昭和12年から実施］</td><td>11月3日
おおむね5名</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">褒　　章</td><td>紅綬、緑綬、黄綬、
紫綬、藍綬</td><td rowspan="2">4ページ参照</td><td>春 4月29日、秋 11月3日
毎回おおむね800名</td></tr>
<tr><td>紺綬</td><td>毎月末の閣議
翌日発令</td></tr>
</table>

時代の変化に対応した見直し

「栄典授与の中期重点方針」

栄典授与について、社会経済の変化に対応した適時適切な見直しが必要との考え方の下、平成28年に「時代の変化に対応した栄典の授与に関する有識者懇談会」が開催され、栄典授与について今後重視していく分野や、候補者選考・推薦方法について検討されました。同年5月26日には懇談会からの提言が政府に提出され、これを踏まえて政府においてさらに検討が進められ、平成28年9月16日に「栄典授与の中期重点方針」が閣議了解されました。

本方針は、平成29年春から5年程度の栄典授与の重点方針となり、各省各庁の長は本方針を踏まえて候補者を選考・内閣総理大臣に推薦することとなります。

（1）基本方針

栄典の授与は、公的部門・民間部門を問わず、国家・公共に対する功労のある者を積極的に選考し顕彰していくことをその基本方針としています。

その際、少子高齢化、地方からの人口流出、グローバル化、女性の活躍等、社会経済の変化に対応し、栄典を授与すべき分野や功績を適切に見直していくものとしています。

（2）栄典授与分野の見直し

今後、栄典授与においては、下記の各分野を重視していくこととしています。

①自治会、町内会等で功績を挙げた方
②商工会議所、商工会、商店街等で地域づくり等の功績を挙げた方
③我が国に対し功労のある外国人
④新たな産業を開拓した企業経営者、
　地域経済に貢献した中堅・中小企業経営者
⑤公益法人等で功績を挙げた方
⑥保育士、介護職員等
⑦地域の多くの分野で功績を挙げた方等

特に、自治会及び保育士については、春秋叙勲で毎回おおむね50名、外国人については、毎回おおむね150名を目指すこととしています。

（3）栄典事務の見直し

候補者の選考・推薦方法や、功績評価についても、見直しを行うこととしています。

具体的には、

●女性候補者については別枠で推薦することを可能とすること

●功績の評価に当たっては、役職や活動の従事期間だけでなく、様々な活躍を総合的に評価すること

●一般推薦された候補者が地域の各分野で活躍している場合に、地方自治体から直接内閣府に推薦することも可能にすること

などを行うこととしています。

また、書類作成負担の軽減、電子化等による事務の効率化も進めていきます。

（4）実施状況の点検

本方針に基づく栄典授与の状況は、毎年点検し、その結果を公表します。

平成28年秋の叙勲　分野別構成比

		受章者数	全体割合
公	公選職（国会議員、首長、地方議会議員）	423	10.4%
民	消防団、民生・児童委員等	935	23.1%
	企業経営者、民間団体役員	391	9.6%
	教員（大学教授等）	62	1.5%
	医療、福祉従事者	174	4.3%
	文化、芸術、その他	222	5.5%
	小　計	1,784	44.0%
官	国の一般行政職等	778	19.2%
	地方公務員	181	4.5%
	判事、検事	42	1.0%
	医療、福祉従事者	101	2.5%
	教員（大学教授、小中高校長等）	499	12.3%
	三公社、現業職員等	247	6.1%
	小　計	1,848	45.6%
合　計		4,055	100%

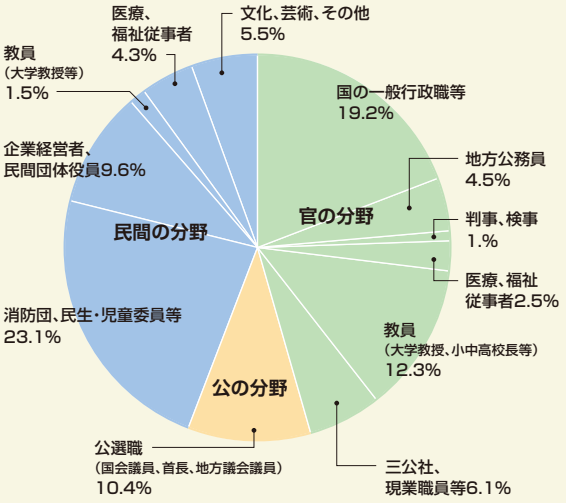

「栄典授与の中期重点方針」による新たな運用については、ウェブ上に動画でもご紹介しています！

中堅・中小企業経営者や、保育士として活躍された受章者の喜びの声や受章の様子、外国人叙勲の受章者の声など、従来なかなか見ることのできなかった映像が見られます！ぜひご覧ください！

時代の変化に応じ　より国民に親しまれる「新しい叙勲・褒章」

新しい叙勲　検索

https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg14583.html

一般推薦について

一般推薦制度とは

一般推薦制度は、平成15年の栄典制度改革の際、各省庁からはなかなか把握されない功労等を把握するために設けられた制度で、一般の方（どなたでも）が、「この人は叙勲に値する!」と考える人がいれば、直接、その人を内閣府賞勲局に対して推薦できる制度です。

推薦方法

（1）推薦書1通 及び その推薦に賛同する2名の方の賛同書を、内閣府賞勲局に郵送により提出することで推薦できます。

（2）推薦書及び賛同書については、内閣府賞勲局、内閣府ホームページ（http://www8.cao.go.jp/shokun/index.html）及び都道府県の栄典担当窓口で入手できます。

（3）時期の指定はありません。いつでも推薦できます。

（4）ご自身や、二親等内の親族を推薦することはできません。
また、20歳未満の方は推薦者や賛同者になれません。

（5）推薦対象者（被推薦者）は、国家又は公共に対し功労のある方であって、下の①又は②に該当する方である必要があります。

① 70歳以上の方

② 55歳以上の者で次のア又はイに該当する方

ア 精神的又は肉体的に著しく労苦の多い環境において業務に精励した方

イ 人目に付きにくい分野にあって多年にわたり業務に精励した方

※なお、勲章を既に受章している方や、功労が公務員としての功労のみの方は、推薦対象者（被推薦者）とすることはできません。

詳細は、内閣府ホームページをご覧いただくか、下記までお問い合わせください。

推薦先及び照会先

内閣府賞勲局総務課 一般推薦担当あて
〒100-8914
東京都千代田区永田町1-6-1
Tel 代表 03-5253-2111
内線 83244